使用者を所有者とみなす事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第34 3条第5項に規定される、固定資産の所有者の存在が不明である場合に固定資産を所有 者と同等程度に使用収益していると思料される者(以下「使用者」という。)に関する 手続きについて必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 届出書 使用者が市に固定資産を使用している者であることを届け出るための固定資産使用者届(第1号様式)をいう。
 - (2) 通知書 法第343条第5項に規定する使用者を固定資産課税台帳に登録する旨 の予定の通知(第2号様式)をいう。

(届出書の提出)

第3条 所有者の存在が不明であることを確認した後、当該固定資産の現況や使用の実態調査によって判明した使用者に届出書の提出を求める。

(通知)

第4条 前条により、届出書を受理したときは、使用者に対して通知書により通知を行 う。ただし、実態調査により使用者とみなされる場合には、届出書の提出がない場合で も通知書により通知することができる。

(調査)

第5条 前条の通知の対象となった当該固定資産については、毎年度、現況や使用の実態 調査を行う。

附則

(施行期日等)

1 この要領は、令和5年3月13日から施行する。

固定資産使用者届

船橋市長	なて									年	J	月	目
川口川町口以	<i>w</i>) (届出	人	<u>住</u>	所				
								氏	名				
								電話	番号				
固定資産るので、地												使用し	てい
固定資産課税 台帳の所有者 (登記名義人)		氏	名										
		住	所										
			フリガラ	ナ									
い (を 場 用 使	氏	名											
(使用者が2名以上) (使用者が2名以上)	住	所	₹	_									
	生年月日			て・昭・	年	月	日	電話	括番号	_		_	
※使用者が	2名以.	上いる	場合は	裏面に	記載〕	して下	さい。						

(使用している固定資産)

	区分	所 在	地番又は家屋番号
の固	土地 ・ 家屋		
表定示資	土地 ・ 家屋		
	土地 · 家屋		
	土地 · 家屋		

	(フリガナ) 氏 名	被相続 人との 続柄	住所・電話番号	生年月日	備考
			〒 −	明・大・昭・平	
			(電話番号) 	年 月 日	
			〒 −	明・大・昭・平	
代			(電話番号) 	年 月 日	
表者			〒 −	明・大・昭・平	
以以			(電話番号) — — —	年 月 日	
外			〒 −	明・大・昭・平	
0			(電話番号) 	年月日	
使用			〒 −	明・大・昭・平	
者			(電話番号)	年 月 日	
			〒 −	明・大・昭・平	
			(電話番号)	年 月 日	
			〒 −	明・大・昭・平	
			(電話番号) 	年 月 日	

 号

 年
 月

 日

様

船橋市長

固定資産の使用者を所有者とみなす事前通知について(通知)

下記の固定資産について、地方税法施行令及び地方税法施行規則に規定する方法に基づき、探索を尽くしましたが、所有者の存在が明らかとなりませんでした。

つきましては、使用の実態や経緯等について十分な調査を実施した結果、地方税法 第343条第5項に基づき、 様を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録 し、令和 年度の固定資産税等を課税する予定ですので、通知します。

記

(固定資産の表示)

区分	所 在	地 番 又は家屋番号	地 目 又は種類等	地 積 又は床面積	登記名義人

【問合せ先】

船橋市役所 資産税課 〈電 話〉